

令和 7 年度ワーケーション推進事業業務委託仕様書

「ワーケーション推進事業業務委託」に係る仕様については、以下に定めるとおりとする。

1 業務の目的

(1) 業務の目的

町では急激な人口減少が進む中、地域の活性化と関係人口の創出が重要な課題となっている。本業務では、町の温泉や豊かな自然環境を活かし、ワーケーション人口の増加を目的とした推進事業を実施する。現在町で進めている「まちまるごとオフィス東伊豆」を継続し、ワーケーションイベントや情報発信を行うことで町の魅力発信と地域経済の活性化を図り、将来的な関係人口の増加につなげる。

(2) 業務の名称

令和 7 年度ワーケーション推進事業業務委託

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）

2 業務の仕様

(1) 「まちまるごとオフィス東伊豆」を活用したワーケーションイベントの実施

「まちまるごとオフィス東伊豆」を活用したワーケーションイベントの実施及びワーケーション場所等のリサーチや発掘に向けた提案、調整を行う。

(2) WEB、リーフレット、SNS 等を活用した情報発信

各種媒体を活用し町内外への魅力発信を行う。

(3) 東京圏を拠点にする企業や個人に向けた P R 活動

東京圏を拠点にする企業や個人に向けたワーケーション事業の提案、調整を行い、事業周知を行う。

(4) その他ワーケーション推進のための活動の実施

(1) ～ (3) の他、町の豊かな自然環境等を活かしたワーケーションイベントの実施、情報発信を行う。

(5) 上記事業に対する効果検証

3 業務の実施体制等

受託者は契約締結後、本業務における作業項目と役割分担、スケジュール、実施体制等を記した「プロジェクト計画書」を作成し、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た秘密を他に漏洩してはならない。秘密の保持についてはプロジェクト計画書に記載された管理責任者のもと管理を徹底し、万全の措置を

講じるものとする。

5 その他の事項

- (1) 本業務における個人情報の取り扱いについては、別紙『ワーケーション推進事業業務委託に係る個人情報取扱特記事項』による。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するに当たり、追加提案等があれば委託者に提案することができる。但し、別途費用が発生する場合には、その旨を事前に報告するものとする。
- (3) 本仕様書に定めることのほか、業務を遂行するに当たり疑義が生じたときは、その都度委託者と協議を行った上で対応するものとする。

ワーケーション推進事業業務委託に係る

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取り扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取得するときは、適法且つ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

受託者は、個人情報漏洩、滅失または毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

受託者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、個人情報の取り扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供を受け、又は受託者自らが作成した若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。但し、受託者が別途指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

受託者は、委託者の同意がある場合を除き、委託業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

委託者は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を受託者に報告させ、又は自らその調査を行うことができる。

第10 事故発生時における報告

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。